



中央緑道利用ガイドブック



令和5月3月

岡崎市

指定管理者(ホームックス・三菱地所・三菱地所パークス共同体)

～はじめに～

中央緑道は、QURUWA戦略における公民連携プロジェクトの1つとして再整備され、誰もが思わず歩いてみたくなる素敵な空間としてリニューアルしました。これまで、市民ワークショップや地元説明会等を行い、よりよい使い方について地元の方や利用者の方と意思疎通を図ってきました。今後も地元の方や利用者の皆さまと意思疎通を図り、より良い緑道になることを望みます。

中央緑道は、街の中にある緑道であり、地元の方や利用者の皆さんと一緒に育てる緑道です。イベントを開催する際は、近隣住民の方への配慮、また、公園とは違い歩行者などの緑道利用者に配慮したイベント運営をお願いします。

楽しく安全に歩ける動線であり、一休みできる環境を兼ね備えた空間となるよう、地元の方、利用される方、岡崎市、指定管理者が協力し合って緑道を育てることを望みます。

1. 本ガイドブックについて

本ガイドブックは、中央緑道のイベント等の利用について定めたものです。

ご利用に際しては、本ガイドブックの内容を十分にご理解いただき、遵守すると共に、本緑道の施設設置者である岡崎市及び指定管理者の指示に従ってください。

2. 公園概要

(1) 中央緑道について

中央緑道は、乙川リバーフロント地区整備計画に基づき東岡崎駅周辺地区から乙川、歴史的な市街地をつなぐ最も重要な拠点となるため、桜城橋、籠田公園と共にそれぞれの魅力を生かしながら一本の軸とし、統一して整備された約5,500㎡、全長約300mの緑道で、「道であり、広場でもある」という「みちひろば」空間の形成をコンセプトとしています。

楽しく安全に歩ける動線であり、一休みできる環境を兼ね備えた空間を目指しています。

(2) 将来像

(乙川リバーフロント地区公民連携まちづくり基本計画から引用)

・エリアの価値を支える地域の前庭

⇒街なかの豊かな暮らしを支え、居住環境を向上させる質の高い空間

・街の象徴となる軸の形成

⇒桜城橋・籠田公園とともに街の象徴的な景観を形成

⇒東岡崎駅と街なかをつなぐ軸

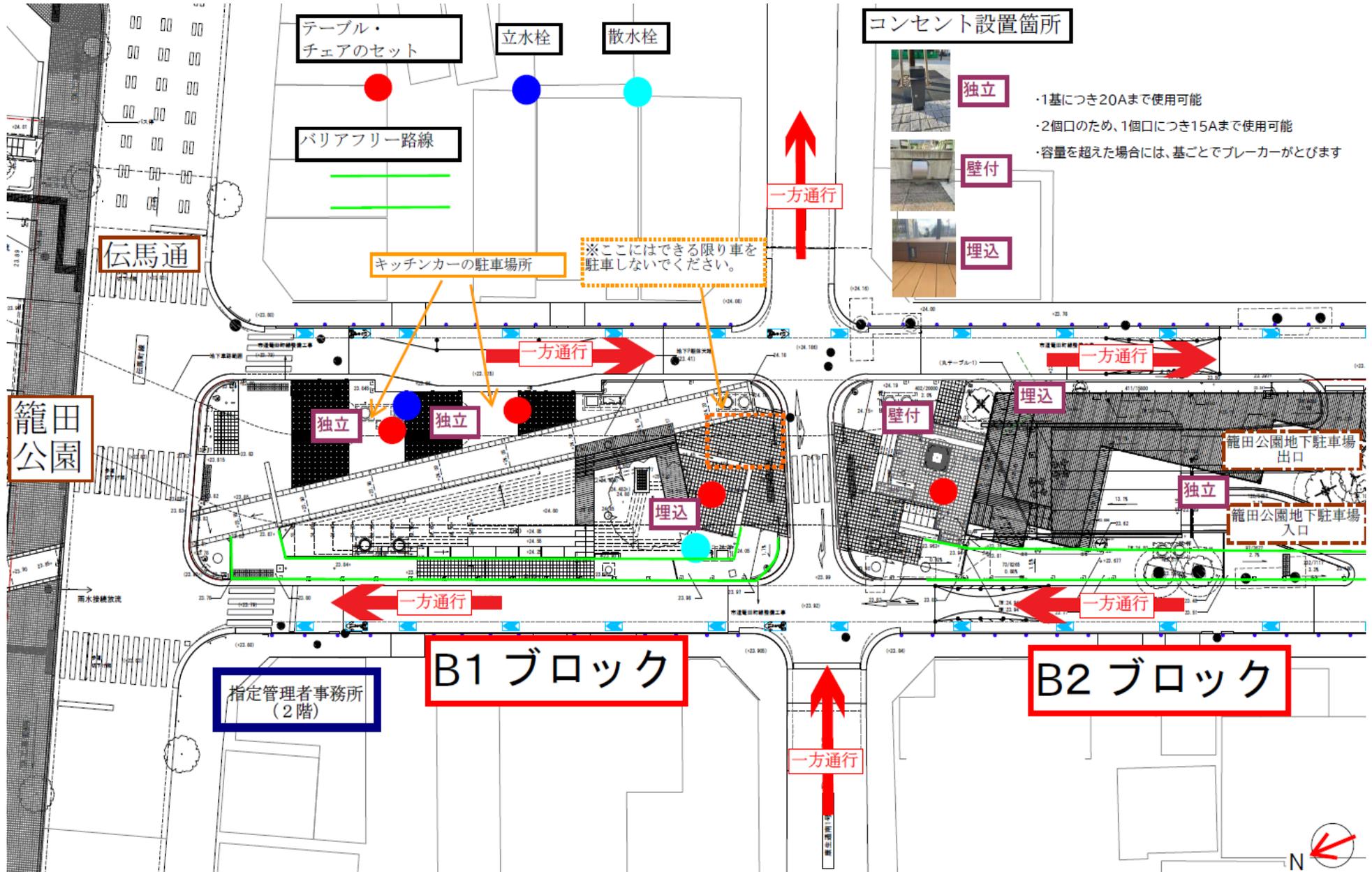
⇒地域の参加により維持管理が図られる地域住民の前庭

・都市の中の自然が豊かで快適な散歩道

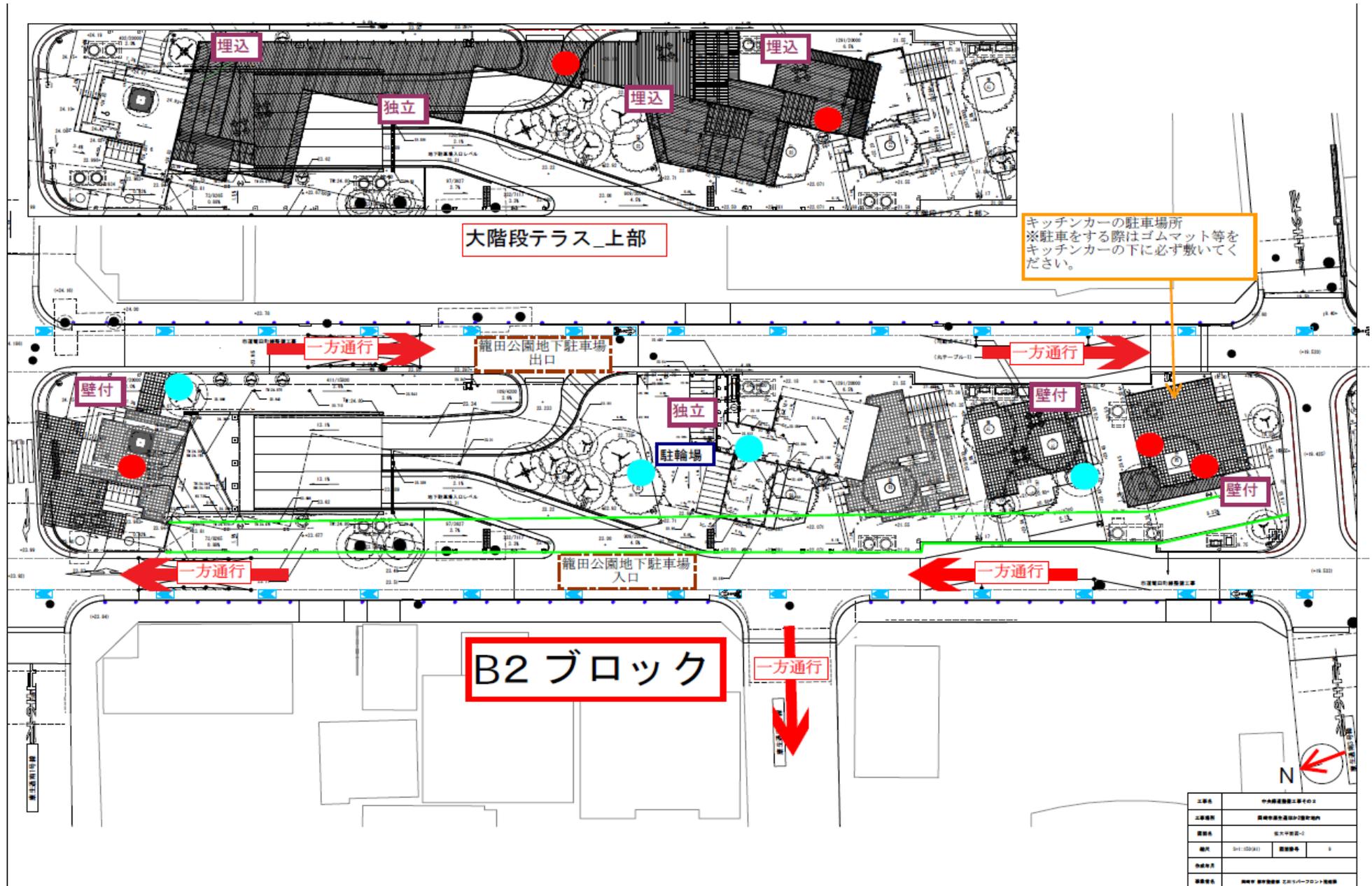
⇒歩行者優先で自然環境が豊かで快適な都市の中の歩行空間



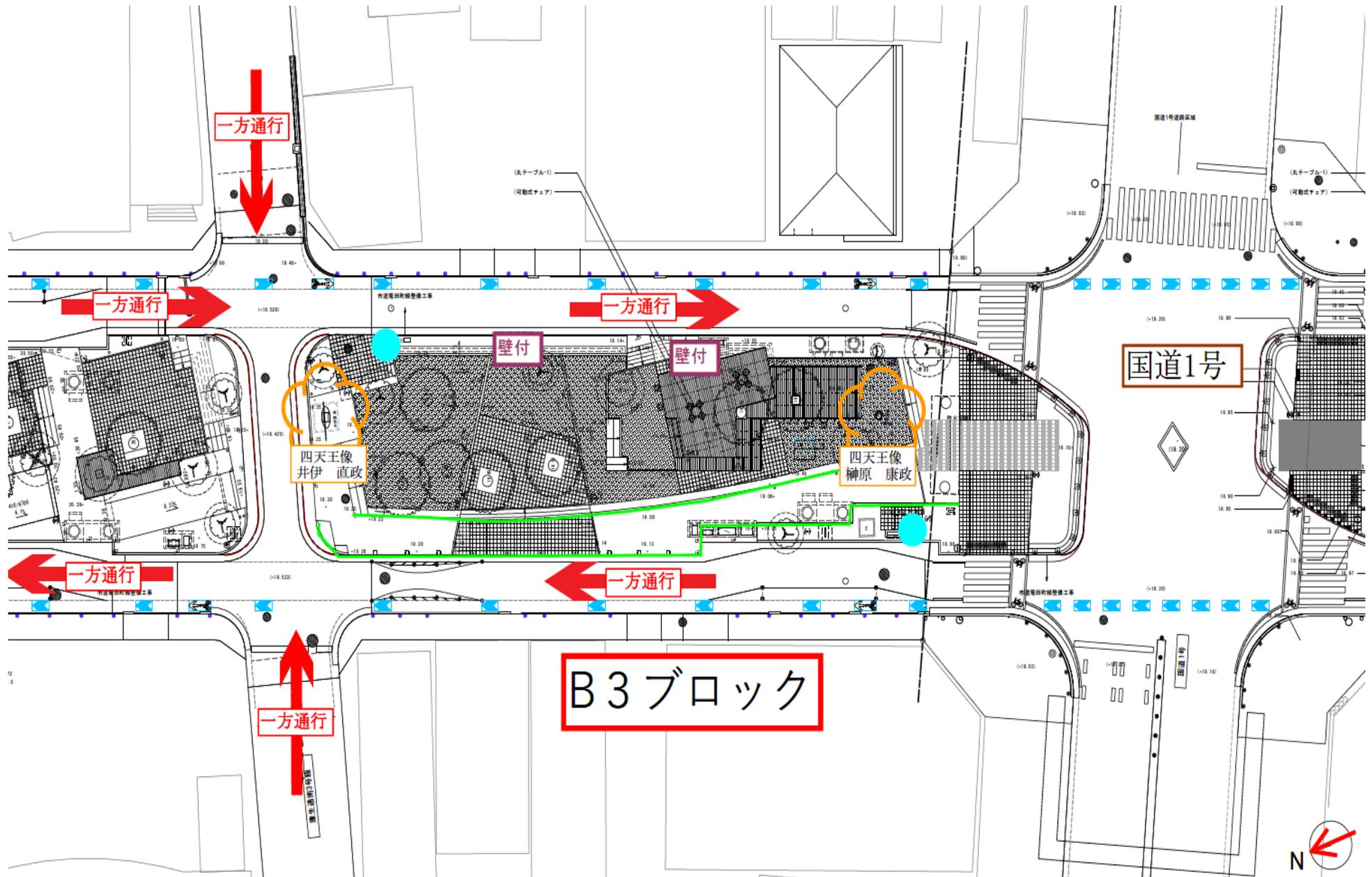
(3) 施設図



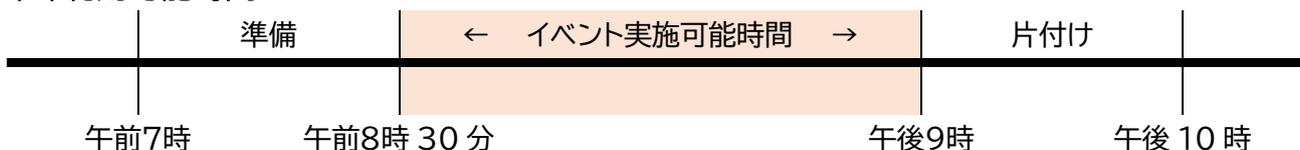
(3)施設図



(3)施設図



(4)利用可能時間



準備可能時間:午前7時から

イベント利用:午前8時 30分から午後9時まで

電源設備:午前8時 30分から午後9時まで

※PA 機器調整およびリハーサルなどの音出しは、午前 9 時以降とします。

※市長が認める場合にあっては、時間を延長することができます。

3. イベント等による利用までの流れ ※B1～B3 ブロック利用時

事前相談・仮予約のお問合せ

WEB サイト(<https://www.kagodapark.com/>) で確認するか、電話により事前相談、空き状況等をお問合せください。



仮予約

●イベントの開催

仮予約をWEB サイトの入力フォームでご登録いただくか、電話または受付窓口にてお申し付けください。仮予約をする際にはフォームに記載されている「イベントを開催する際の注意事項」を必ずご確認ください。(ご質問等がある方は指定管理者より説明を受けてください。)

イベントの仮予約期間は原則、ご利用開始月の6カ月前からとなります。仮予約からイベント実施までの期間に余裕を持ってお申し込みください。

6カ月前の1日～10日までは、WEB フォームと現地の受付用紙で仮予約の申込を受け付けします。

21日以降は通常通り、先着順にて仮予約が可能です。

仮予約いただいた内容を審査し、内容の改善をお願いする場合があります。

また、近隣住民への影響などを考慮し、開催予定日の変更をお願いする場合があります。

毎月 21 日以降に指定管理者から審査結果の連絡を行います。



●キッチンカーの出店

ご利用開始月の2か月前の1日～10日までは、WEB フォームで仮予約の申込を受け付けします。

仮予約の確定は21日までに事務局からメールにて連絡を行います。

21日以降は通常通り、先着順にて仮予約が可能です。



地元の方への説明

地元の方が主催する会議にご出席いただきます。会議では、開催するイベントの内容やコンセプト、拡声機の使用や楽器の演奏を行う場合は近隣住民に配慮した音対策などについてご説明をいただきます。

また、必要に応じイベントの内容がわかるチラシの配布をお願いします。

会議の場で出たご意見には真摯にご対応をお願いします。



利用申込み

イベント開催ルールについて、改めて指定管理者から説明を受けていただきます。
ルールをご理解いただいた上で、下記書類に必要事項を記入し、指定管理者にご提出ください。

1. 都市公園内行為許可申請書
2. 誓約書(イベントを開催する場合)
3. 行為内容の分かる資料(企画書、事業概要書、チラシなど)
4. 利用場所図面
5. 有料公園施設利用許可申請書(電源設備を利用する場合)



利用審査、許可証等発行

申請書等を受領後、企画内容等を審査します。「イベントを開催する際の注意事項」をお渡ししますので、使用上のルールなどの説明を指定管理者から受けていただきます。必要に応じて近隣住民に向けた事前説明又はチラシのポスティングなどをお願いする場合がありますので積極的な協力をお願いします。内容に疑義があった場合や調整が必要な場合はご連絡します。
調整後、許可証、利用料金通知書の発行をします。



料金のお支払い

申請書等を受領後、申請内容等を確認します。
内容に疑義があった場合や調整が必要な場合はご連絡します。
調整後、料金お支払い時に許可証の発行をします。



事前調整

利用料が発生する場合、利用日の前日までに現金にて、お釣りの無いようにお支払いください。
料金の支払いを確認後、許可証をお渡しします。



実施

誓約書の内容を遵守し、イベントを実施してください。
設営から撤去までの安全管理などは、申請者で行っていただきます。
緑道内にイベント内容がわかるポスター等を指定管理者と協議し、ご掲示ください。
ご利用後は原状回復をお願いします。



実施後

実施後は、2週間以内に WEB サイトの入力フォーム等でイベント開催報告書をご入力いただき、ご提出ください。
開催したイベントの検証のため、地元の方が開催する会議にご出席いただき、イベントの報告をお願いする場合があります。

3. イベント等による利用までの流れ ※B4ブロック利用時

B4ブロックをイベント利用されたい場合は、岡崎市公園緑地課(0564-23-7406)にご連絡ください。
※利用申込み～実施後までの流れは、基本的に B1～B3 ブロックと同様です。

4. 中央緑道で出来ること、出来ないこと

【自由に出来ること(※許可等は不要です)】

(緑道の通行、テーブルと椅子を利用した飲食や休憩など)



【許可を得たら出来ること】



【緑道で出来ないこと】

(激しいスポーツ、スケートボードなど)



5. イベント等による利用条件

(1) 公園利用及び有料公園施設の利用料金について

利用料金及び有料公園施設利用料金は、岡崎市都市公園条例で定められています。

① 公園利用料金

行商、募金その他これらに類する行為をする場合	1㎡日額	50円
業として行う写真撮影	日額	550円
業として行う映画の撮影	日額	5,550円
競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しを行う場合	1㎡日額	20円

・利用料金は積み上げ方式です。テントや席等の面積のみに利用料金が発生します。

例) 露店営業(5㎡の店舗を3店舗出したい)→5㎡×3店舗×50円=750円/1日

無料の野外展示会(10㎡使いたい)→10㎡×20円=200円/1日

② 有料公園施設利用料金

中央緑道電源設備	1個1時間につき	100円
----------	----------	------

・電源設備の使用料は、1日につき最大500円(ただし、営利のための利用は最大1,000円)

・電源設備を営利のため利用するものは2倍

・電源設備を利用する場合において入場料(これに類するものを含む。)を徴収するものは、次に掲げる倍率

入場料が1,500円未満のもの 2倍

入場料が1,500円以上のもの 3倍

③ 利用料金返納等の取扱い

既納の利用料金は原則還付しません。

(2) 許可条件

- ・緑道施設及びその附属物を損傷し、又は汚損しないこと。
- ・植物を採取し、又は損傷しないこと。
- ・土石の採取その他の土地の形質の変更をすること。
- ・指定された場所以外の場所で火気を使用しないこと。
- ・指定された立入禁止区域に立ち入らないこと。
- ・指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れないこと。
- ・張紙、貼札その他の広告物を表示しないこと。
- ・他人に危害を加え、若しくは迷惑となる物品、動物等を携帯し、又は連行しないこと。
- ・緑道をその用途以外に利用しないこと。
- ・緑道施設を損傷した場合は利用者が原状回復すること。
- ・他法令等による関係機関の許可が必要な場合は、事前に許可を受けること。
- ・上記の他に、関連法令に従うこと。

(3)関係機関等への主な届け出

届出の種類	担当部署	連絡先	備考
飲食イベント届	岡崎市保健衛生課 食品衛生係	0564- 23-6068	飲食提供を伴う行事を開催する場合は提出してください。
露店の開設届	岡崎市消防本部 中消防署本署	0564- 21-9772	多数の者の集合する催しに際して行う露店等の開設するときは、あらかじめ届け出てください。
火災と紛らわしい煙又は火災を発生おそれのある行為届	岡崎市消防本部 中消防署本署	0564- 21-9772	火災と紛らわしい煙又は火災(軽微)を発生おそれのある行為をする場合は、あらかじめ届け出てください。
指定催し届	岡崎市消防本部予防課 予防係	0564-21- 9859	100店舗以上が出店する場合は、あらかじめ届け出てください。

※その他関係する機関で必要な手続きを行うようにしてください。

(4)注意事項

全体	<ul style="list-style-type: none"> ・事前に公園管理者に開催するイベントの詳細を報告してください。 ・他の本緑道利用者や近隣住民に配慮したイベント運営を行ってください。 ・公園管理者からの指示があった場合は従ってください。 <p>※改善が見られない場合は、次回以降許可をしない場合があります。</p>
レイアウト、 装飾等	<ul style="list-style-type: none"> ・消火栓蓋の上には物を置かないでください。 ・のぼりは、イベント名が分かるようにしてあるもの、市の施策のPRとなるもの以外は原則禁止です。 ・机とイスを移動させた場合は、イベント終了後に元の場所に戻してください。 ・周りの車道や歩道には物を置かないでください。 ・電源などの配線が歩行者に引っ掛からないようにしてください。 ・本緑道内西側はバリアフリー路線となっているため、1.8m以上の幅を確保してください。 
車	<ul style="list-style-type: none"> ・緑道内に理由無く常駐することはご遠慮ください。 ・荷物の搬入が終わり次第、速やかに駐車場へ移動してください。 ・籠田公園地下駐車場及び、周辺の有料駐車場をご利用ください。 ・中央緑道周辺は駐車禁止区域となっているため、イベント参加者、出店者等の路上駐車が無いよう、アナウンスや定期的に見回りなどをしてください。 ・B4 ブロックと桜城橋の間でUターンをしないでください。一方通行のため逆走となります。
騒音 迷惑行為	<ul style="list-style-type: none"> ・街中の緑道であることを意識していただき、歌や音楽などを流す際は細心の注意をお願いします。 ・他の緑道利用者にも配慮したご利用をお願いします。
搬出入	<ul style="list-style-type: none"> ・車両進入時は、ハザードランプを点け、徐行で走行してください。
夜間仮置き	<ul style="list-style-type: none"> ・前日準備や連続利用により夜間も資材を置く場合は、主催者の責任、負担において夜間警備対応等を行ってください。 ・他の緑道利用者の安全に留意してください。
備品等の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・テープ等を使用する際は、跡が残らないようにしてください。 ・やむを得ず芝生に備品等を置く場合、芝生を傷めないように養生等をしてください。 ・本緑道は風が強いいため、テントや備品等が飛ばないように対策をしてください。 ・搬出入時、イベント開催中は、所定の場所以外へ物品等を放置することが無いようにしてください。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみは主催者で持ち帰るようにしてください。イベント終了後、ゴミが落ちていないか確認をしてください。 ・使用期間中、イベントの責任者は必ず会場に常駐し、許可証を携行して下さい。 ・緑道内は禁煙です。 ・施設を傷めるスケートボード等は禁止です。 ・施設を損傷した場合は、原因者で復旧して下さい。

6. ご利用にあたって

(1) 予約の解除・利用の停止

次の事項に該当する場合は、予約解除・利用停止を言い渡す場合があります。

- ・「3. (2) 許可条件」の各項に該当すると認められた場合
- ・所定の期日までに入金を確認できない場合
- ・過去に無断でキャンセルした場合
- ・天災地変や不測の事故、災害など不可抗力により本公園の利用が不可能となった場合
- ・本緑道の安全、管理、運営の事情によりやむを得ない事由が生じた場合
- ・関係官公庁より中止命令が出た場合
- ・過去に使用面積計算等で不正があった場合
- ・過去に主催者及び出店者等にルール違反等があり改善が認められない場合

(2) 「岡崎市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」(平成 24 年2月 24 日合意)に基づく排除措置対象となっている団体の排除

次の内容に該当する場合、利用できません。

- ・申請者等が暴力団員であると認められる団体
- ・暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる団体

7. 困ったときは

Q 利用受付などの各種相談窓口はどこか。

A (B1～B3 ブロック)

場所: 籠田町 15 番地 三徳屋ビル 2 階(籠田公園と中央緑道の交差点南西角)になります。

電話: 070-3797-4447

(B4 ブロック)

場所: 岡崎市役所4階 公園緑地課になります。

電話: 0564-23-7406

Q B1～B4 ブロックとはどの部分か。

A 籠田公園から国道 1 号方面に B1、B2、B3 となっており、国道 1 号と桜城橋の間が B4 となります。
詳細は P2～P5 の施設図をご確認ください。

Q ブレーカーが落ちてしまった。

A 電源ボックス内にあるブレーカーをご確認ください。

Ver.4 2024 年3月7日